

清瀬市公共施設再編計画市民検討委員会

報告書

平成 30 年 12 月

清瀬市公共施設再編計画市民検討委員会

目次

はじめに	1
第1章 本委員会の概要	2
1. 委員会の概要	2
2. 検討内容	2
3. 本委員会における公共施設再編の前提となる考え方	3
第2章 全市レベルの公共施設再編について	6
1. 対象施設	6
2. 全市レベルの公共施設の集約について	6
第3章 子育て・教育に関する公共施設の再編について	11
1. 対象施設	11
2. 子育てしやすい公共施設について	11
第4章 コミュニティ機能に関する公共施設の再編について	14
1. 対象施設	14
2. 利用しやすいコミュニティ施設について	14
第5章 市民検討委員会の検討結果（まとめ）	17
1. 全市レベルの公共施設について	17
2. 地域レベルの公共施設について	17
資料編	19

はじめに

清瀬市では厳しい財政状況が続くなか、人口減少や少子高齢化の課題に加えて、人口が急増した昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備された公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。

清瀬市では、このような課題に対して、平成 27 年度に「清瀬市公共施設等総合管理計画（公共施設白書編）」を作成し、公共施設等の保有量や老朽化状況、管理経費、利用状況等を整理しました。また、平成 28 年度には、今後 30 年間に取り組むべき方策を定めた「清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）」を策定しました。

そして、現在は具体的な公共施設の再編について、市役所内で検討を行っています。

本検討委員会は、現在検討されている市の公共施設再編について、市民の立場からその利便性や市民感覚での是非を議論することを目的とし開催されました。

議論は公共施設の再編の考え方、全市レベル及び地域レベルの公共施設の具体的な再編について全 5 回にわたり行われました。また、議論にあたっては、各委員が、毎回事務局（清瀬市企画部企画課）から明示される定量情報及び定性情報を読み込み、事前に委員個々人の考えをまとめて議論に臨みました。

限られた情報、限られた時間の中で活発な議論を行い、市民としての意見をここに取りまとめることができました。

今後、公共施設の再編については、市内部での検討を深化させるとともに、市と市民との合意形成を図っていくことが大切だと考えます。本検討委員会の議論が、その際の一助となれば幸いです。

平成 30 年 12 月
清瀬市公共施設再編計画市民検討委員会

第1章 本委員会の概要

1. 委員会の概要

(1) 目的

本委員会は、公共施設再編計画の策定に向け、幅広い視点と市民感覚を踏まえた検討を行うことを目的に開催しました。

(2) 委員

本委員会は、各種団体代表6名、公募市民3名、学識経験者1名の合計10名で構成されました。

2. 検討内容

本委員会は、平成30年8月～11月にかけて合計5回開催しました。各回の内容は下記の通りです。

また、平成30年10月16日に施設見学会を行いました。

回数	内容
第1回 (8/2)	テーマ: 公共施設への理解を深めよう! <ul style="list-style-type: none">公共施設の現状と市の想いの紹介公共施設再編の考え方の紹介公共施設再編の疑似体験(再編ゲーム)
第2回 (9/12)	テーマ: 利用しやすい全市レベルの公共施設配置とは? <ul style="list-style-type: none">清瀬市の公共施設の論点の整理公共施設についての追加情報提供全市レベルの公共施設の集約について
第3回 (10/3)	テーマ: 子育てしやすいまちの公共施設とは? <ul style="list-style-type: none">公共施設についての追加情報提供子育て期に適応した公共施設のあり方について議論
第4回 (10/26)	テーマ: コミュニティを形成しやすいまちの公共施設とは? <ul style="list-style-type: none">公共施設についての追加情報提供コミュニティ施設のあり方について議論
第5回 (11/6)	テーマ: これまでの議論をまとめよう! <ul style="list-style-type: none">「公共施設再編計画市民検討委員会報告書」のまとめ

3. 本委員会における公共施設再編の前提となる考え方

(1) 公共施設再編の基本的な考え方

清瀬市が、市民にとって生涯住み続けられるまちであるためには、「コミュニティの維持・活性化」と「公共施設の持続可能性」の両立が求められます。

「延床面積の削減」と「行政サービスの向上」という、一見相反する事項の両立を達成し、市民合意を図る必要があります。

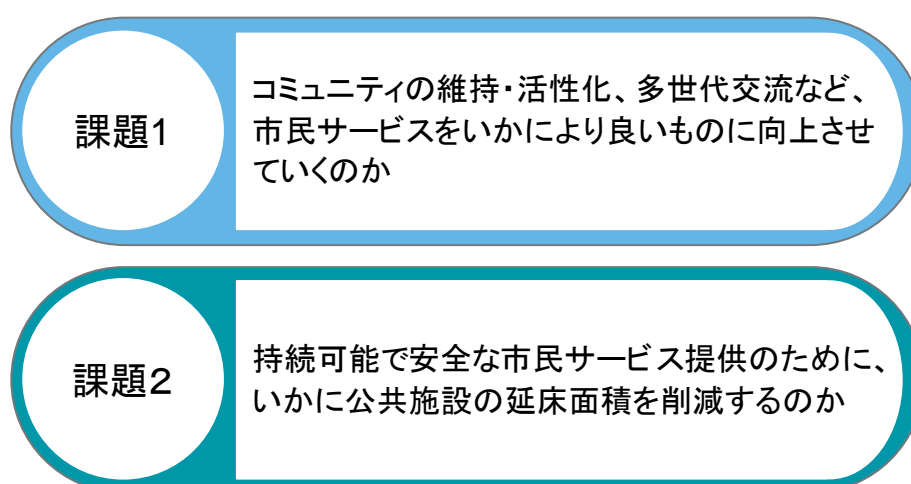
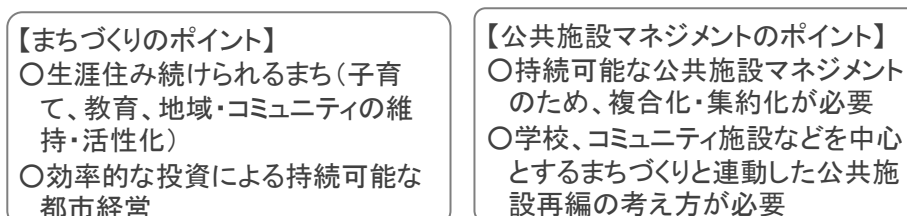


図 まちづくり及び公共施設マネジメントのポイントと再編の課題

(2) 公共施設の分類と拠点形成

清瀬市の公共施設は、提供するサービスの対象範囲の違いから、市内全域をサービスの提供対象範囲とし、基本的に市内に1つしかない「全市レベルの公共施設」と、小学校区などの各地域をサービスの提供対象範囲とし、市内に複数ある「地域レベルの公共施設」の2つの階層に分類されます。

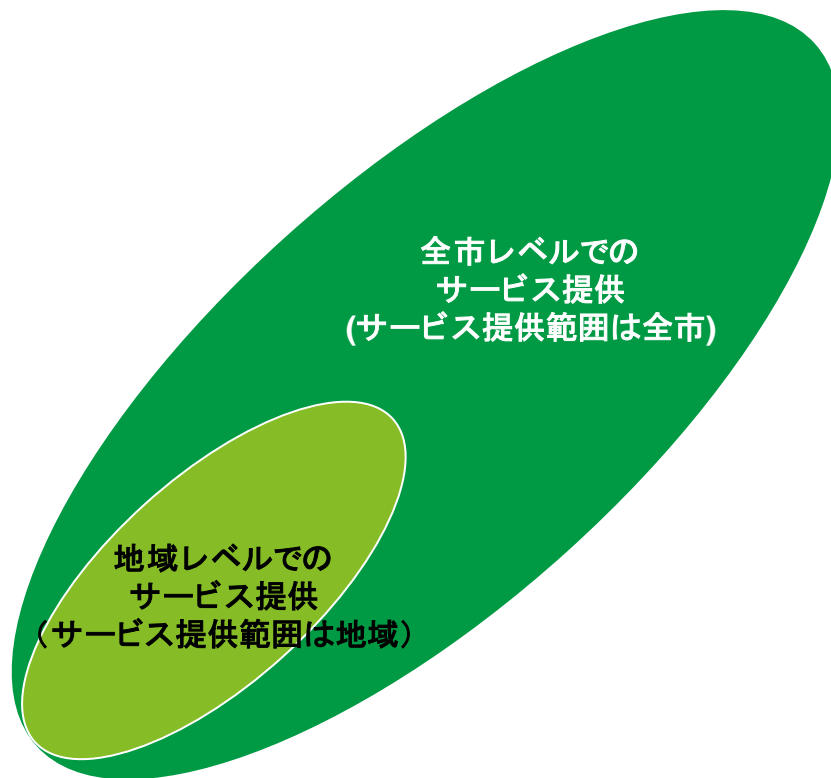


図 市内公共施設の階層分類のイメージ

「延床面積の削減」と「行政サービスの向上」の両立のため、「全市レベルの公共施設」と「地域レベルの公共施設」のそれぞれの階層において、施設の「機能」に焦点を当てながら、機能ごとに可能な限り集約化し、拠点を形成する「拠点化」を目指していきます。なお、本報告書においては、全市レベルの公共施設の拠点を「全市拠点」、地域レベルの公共施設の拠点を「地域別拠点」と呼称します。

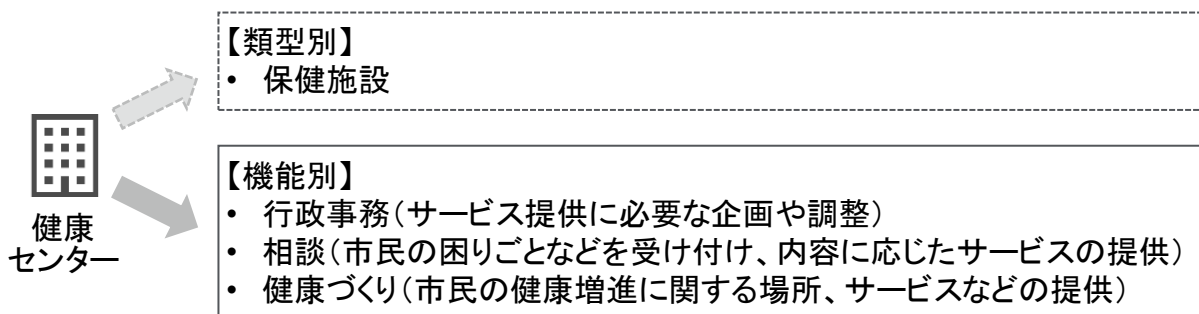


図 公共施設の「機能」のイメージ

現在は、行政サービスごとに施設があり、事務・相談などを実施

機能ごとに集約化することで、床面積を削減しつつ、市民に分かりやすく、一度に用が済ませられる体制へ

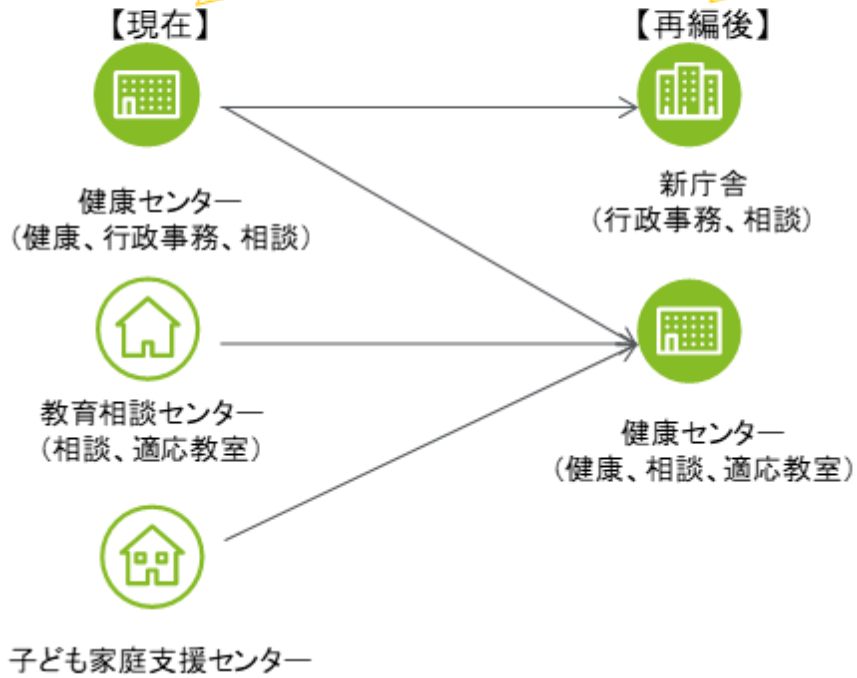


図 「機能」に焦点を当てた集約化のイメージ

第2章 全市レベルの公共施設再編について

1. 対象施設

清瀬市役所、清掃事務所、健康センター、中央児童館、子ども家庭支援センター、教育相談センター、生涯学習センター、男女共同参画センター、消費生活センター、清瀬・ハローワーク就職情報室、障害者就労支援センター、シルバー人材センター、中央図書館、きよせボランティア・市民活動センター、健康相談所（休日歯科応急センター）、コミュニティプラザひまわり、コミュニティプラザひまわり体育館（多目的屋内広場）、市民体育館、下宿市民プール、郷土博物館、旧森田家、せせらぎの家、清瀬けやきホール、ころぼっくるセンター、障害者福祉センター、子どもの発達支援・交流センター

2. 全市レベルの公共施設の集約について

(1) 検討委員会での検討事項

市から提示された全市レベルの公共施設の集約の一案に対する全市レベルの施設の集約について意見を出し合いました。

なお、市から提示された案は、下記のように、本検討委員会で検討しやすいよう、仮に作成されたものであり、これを基に、拠点の是非や集約化する施設が妥当かといった点について、市民目線・利用者目線で意見を出し合いました。

質問：市が考える再編の一案への賛成・反対

質問：賛成・反対とした理由

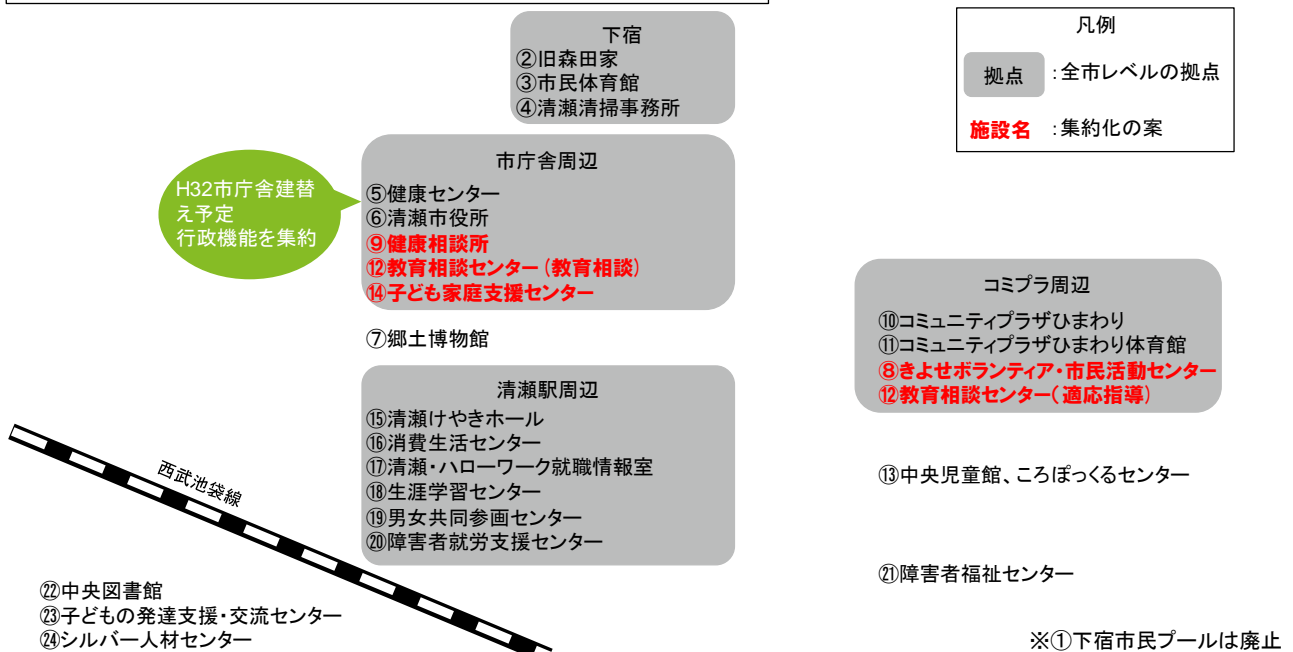


図 市から提示された全市レベルの施設の集約の一案

(2) 検討委員会での検討結果

全市レベルの公共施設については、主に各委員から下記のような意見が出されました。ただし、委員会では、「(3) 検討委員会が出されたその他意見」に示す通り、下記のような意見とは異なる種類の意見も出されました。

① 下宿地域の拠点：スポーツ機能の拠点化

現在、下宿地域には、市民体育館やサッカー場などの運動施設が充実していますが、市民体育館は観客席が狭く、駐車場が少ないなどの課題があります。そこで、将来的に体育館を大きく作ることができれば、スポーツ機能の拠点と位置付けることができるという意見が出ました。

また、市民プールについては、屋外プールで営業日数が限られ、利用者もあまり多くはないため、廃止もやむを得ないという意見が出ました。

② 市役所周辺の拠点：行政・相談・健康機能の拠点化

平成 32 年度に開設予定の新庁舎には、行政機能や相談機能が集約される予定であり、市民にとっても望ましいという意見が出ました。

また、隣接する健康センターは、アクセス性の良さから健康関連の機能が集積するとよいという意見も出ました。健康相談所の休日歯科診療については、歯科医師会の協力を得て、歯科医院の歯科医の輪番制などを導入することで、廃止することも可能ではないかという案も出ました。

また、教育相談センターの適応指導教室については、教育機能の集約や児童・生徒の通いやすさを考慮すると市役所周辺に移転するとよいのではないかという意見が出ました。

③ コミュニティプラザひまわり周辺の拠点：拠点という位置づけは適さない

コミュニティプラザひまわりは、立地が必ずしも良くなく、通いづらい市民も多いため、将来的な移転も含めて、より市民が利用しやすい立地に同様の機能を持つ施設ができるとよいという意見が出ました。

また、現在の立地であれば、コミュニティバスの増便などでアクセスの向上を図るとよいのではないかという意見も出ました。

以上のような意見交換を踏まえ、コミュニティプラザひまわりを敢えて拠点と位置づけ、積極的に公共施設の集約化を推進しなくてもいいのではないかという意見が出ました。

④ 清瀬駅周辺の拠点：駅前の立地の良さを生かした拠点化

現在、清瀬駅周辺には、アクセスの利便性が高いことから、貸館、図書館など市民が気軽に立ち寄り、利用できる機能が集積していることを踏まえると、男女共同参画センターや消費生活センターなどの相談機能や、生涯学習センターの行政・事務機能は、本拠点よりも市役所に入ること、市民はより利便性の高い行政サービスを受けられるのではないかという意見が出ました。

上記の各施設の貸館については、市民としてはどれも同様の機能を持つと考えられることから、一体的な利用を目指し、効率化を図るとよいのではないかという意見が出ました。

⑤ 拠点に位置しない公共施設について

中央図書館は、図書の貸出しに加え、図書館行政の企画事務といった全市的な機能を有していますが、施設の老朽化を考慮すると、その配置や機能分担・機能再建について検討したほうがよいのではないかという意見が出ました。

また、南口児童館の構想があることを踏まえると、その周辺に複数の公共施設を集め、拠点化するという意見が出ました。

(3) 検討委員会で出されたその他意見

「(2) 検討委員会での検討結果」のほか、各委員からさまざまな意見・アイデアが出されましたので、今後の公共施設再編の検討にあたっての貴重な市民意見の一つとして、下記に整理しました。

● 下宿地域の拠点について

- ・ 旧森田家の利用者は年間 1,000 人のみなので、使い方をしっかり考えないといけない。
- ・ 下宿の体育館は絶対必要である。新体操教室は伝統があり、オリンピック選手も輩出している貴重な施設である。また暑い中でも卓球等をしている高齢者も多い。
- ・ 下宿の体育館は唯一観客席を備えた体育館であり、一般的な学校の体育館とは異なる。
- ・ 下宿体育館は観客席が狭く、駐車場が少ない等、中途半端な大きさである。コミュニティプラザひまわりの体育館と、どちらか一つをつぶしてもう一つを大きく作るといったことも考えられる。
- ・ 下宿は運動エリアとして、内山運動公園に、清瀬が誇る人口芝サッカー場が三面ある。オフィシャルな大会ができるレベルのもので、観客席が十分ではない課題があるが、競技大会をするスポーツエリアとして新座駅からのアクセスもよい。新座市が開発を予定しており、清瀬市の新座市側の地域の改善に期待が持てる。また地下鉄 12 号線が仮に将来的に延伸され、新駅ができれば拠点になる可能性もある。その意味ではコミュニティプラザひまわりよりも、お金をかける意味はある。集約するにはよいかもしれない。
- ・ 下宿の体育館を今後も残していくなら中途半端な整備ではなく、屋内プールも含めた再整備が考えられる。市民プールは、屋外だから使い勝手が悪かっただけかもしれない。
- ・ 多くの区でジムや体育館、屋内プールがセットになっている。清瀬市は、健康増進施設とスポーツ施設がばらばらにあるが、まとめる考え方もできる。
- ・ 下宿エリアをスポーツ健康関連ゾーンとまとめられるかもしれない。

- ・ 下宿エリアを運動施設の集積場所とした場合、健康センターを移す考え方があ
る。これは、スポーツと健康をイコールで広く捉えるのか、スポーツは競技を
ベースとしたものと捉えるのかによる。
 - ・ 高齢者にとっては、近くの地域市民センター等に健康増進スペースがあつて器
具が置いてある方がよい。
 - ・ 下宿エリアを運動施設の集積場所と考えた場合、健康に関して、妊婦、高齢者、
子ども等が関わる部分は市役所周辺のままがよい。下宿は遠いので、その機能
は分けられるとよい。
 - ・ 健康とスポーツは分けた方がよい。医療や福祉、介護の視点では、健康づくり
は身近な場所がよいという考え方がある。
 - ・ 下宿地域のアクセスの悪さが問題である。施設を集約し、削減できたコストで
バスの増便に充てることもできる。
- 市役所周辺の拠点について
 - ・ 休日歯科診療以外に健康相談所として何かやっているものがあれば機能を残
す必要があるかもしれないが、休日歯科診療のみであれば、健康相談所ではな
く輪番制の方向性でよい。
 - ・ 教育相談センターの適応指導教室をコミュニティプラザひまわりに集約した
場合、通いにくくなり、教育委員会との連携も取りづらくなる。教育相談室と
一緒に市役所周辺に持ってきた方がよい。
 - ・ 教育相談室と適応指導教室と子ども家庭支援センターは近くにあった方がよ
い。
- コミュニティプラザひまわり周辺の拠点について
 - ・ コミュニティプラザひまわりは施設の中身はよいが、場所が問題である。
 - ・ コミュニティプラザひまわりと同規模の施設を整備しようとするれば、莫大な費
用を要する。コミュニティバスの利便性を向上させるなど、交通の不便さを解
消させる考え方もある。
 - ・ 駐車しやすく、グラウンドも広いのでシニアクラブでは年4、5回、大会等を
実施し、市内中からバスで高齢者が集まる。緑が豊かで環境もよい。陶芸教室
や、中庭でコンサートやバザーが開催され、社会福祉協議会や福祉団体も入っ
ている。音楽教室やエレベータも完備されている。交通面が不便なのでどの様
に解消するかが課題である。
 - ・ コミュニティプラザひまわりは、場所が問題なため、代替地があるとよい。例
えば、第三小学校と第七小学校の統合で空いた施設に、シルバー人材センター
や子どもの発達支援・交流センター等の福祉機能を複合化し、代替えとする考
え方もある。
- 清瀬駅周辺の拠点について
 - ・ 消費生活センターや男女共同参画センターは、機能で分けて考えた方がよい。

- 相談機能は、深刻な内容のものもあるので、市役所周辺にあった方がよい。
- ・ 消費生活センターは市役所から離れた場所にあり、不便なことが多々あると聞いている。市役所に近い方が便利である。
 - ・ 消費生活センターや男女共同参画センターの貸部屋機能は、生涯学習センターと一体で考えるのがよい。
 - ・ 生涯学習センターと男女共同参画センターの貸出部屋は、場所が一緒なので同一管理でもよい。種類が違うが、市民が使うという面では同じである。
 - ・ 駅周辺は便利な場所なので限られた人のための場所ではなく、便利な使われ方がよい。観光の拠点や企業支援といった何かを誘致する際の窓口や、保育園なども考えられる。
- 拠点に位置しない公共施設について
- ・ 中央図書館は古い施設なので、改修して維持するより、本は倉庫に入れて貸出機能だけ駅前があればよいという考え方もある。

第3章 子育て・教育に関する公共施設の再編について

1. 対象施設

保育園、児童館、放課後学童クラブ、小学校、中学校

2. 子育てしやすい公共施設について

(1) 検討委員会での検討事項

子育てしやすい公共施設の配置や、そこで必要なサービスについて「未就学期」「小学校期」「中学校期」毎に意見を出し合いました。

意見を出し合うにあたり、事前に小中学校の適正配置の是非と、小学校を地域拠点とした場合の子育て・教育に関する公共施設の地域拠点への集約化の是非について、市から問いかけがありました。

検討委員会では、この市の問いかけを基に意見を出し合いました。

(2) 検討委員会での検討結果

地域レベルの子育て・教育に関する公共施設については、主に各委員から下記のような意見が出されました。ただし、委員会では、「(3) 検討委員会が出されたその他意見」に示す通り、下記のような意見とは異なる種類の意見も出されました。

① 未就学期の公共施設：保育園の点在化

保育園は、利用者の身近に立地していることが重要なため、拠点に集約するのではなく、市内の需要のある場所に点在させることが、利便性の観点から優位ではないかという意見が出ました。

また、地域別拠点に保育機能を持たせるかどうかについては、設置のしやすさなどのメリットはあり、持たせてもよいという意見がありました。

保育園は民営化が進んでおり、民間の発想力は公共にないものがあるため、私立でもきちんとしたものがあれば、公私に差はないという意見も出ました。今後、保育サービスの提供主体が民間に移っていけば、結果として公共施設を減らすことに繋がるのではないかという意見が出ました。

② 小学校期の公共施設：通学における安全確保の考慮

小学校の適正配置については、親の立場からは、通学の安全性と距離が最も重要であり、距離については、小学校1年生を想定すると1km程度ではないかという意見が出ました。

また、小学校を地域別拠点とするのであれば、地域の住民のアクセス性も考慮して配置するのがよいという意見が出ました。

学校の規模については、教員配置や児童の人間関係づくりといった点などを考慮

すると大規模がよいか、小規模がよいかはさまざまな意見があること、適正配置については、中学校進学時の人間関係の維持・構築などを考慮する必要があることから、今後、市として、学校教育の具体的な中身について、市民とともに考えることが求められるという意見が出ました。

③ 中学校期の公共施設：市の学校づくりの方針の明確化

中学校の適正配置については、通学、生徒数、小中一貫教育など、さまざまな検討の視点があり、また中学校は生徒側も学校を選ぶようになることを考えると、適正配置よりも先に、まず市がどのような中学校を作るのかという方針を明確化することが望まれるのではないかという意見が出ました。

また、現在の学校の配置でちょうどよいのではないかという意見も出ました。

(3) 検討委員会で出されたその他意見

「(2) 検討委員会での検討結果」のほか、各委員からさまざまな意見・アイデアが出されましたので、今後の公共施設再編の検討にあたっての貴重な市民意見の一つとして、下記に整理しました。

● 未就学期の公共施設について

- ・ 子どもの目線で考えると、小学校に保育園を集約させた場合、同じ小学校区の子どもが保育園にすることで、小学校入学時の人間関係がスムーズになって良い。保育園が違くと小学校で一から友達にならないといけない。
- ・ 保育園は、例え隣に他の保育園があったとしてもニーズさえあれば設置が可能。また大規模保育園は子ども一人当たりの単価が安くなるため運営が厳しくなることもあるから、小規模保育園が多くできることになる。住宅密集地域に複数必要になる場合も考えられるので、校区が広い小学校単位で設置することはなじまない。
- ・ 保育園設立に近隣住民から反対が起こる例がある。仮にこの様な問題があったら、小学校施設を使えば設立しやすい利点があるかもしれない。
- ・ 他の施設は全て市の事業だが、保育園は民間も行っている事業のため、他の施設と比べて特殊な議題。その意味では、学校にあっても駅周辺にあってもよい。
- ・ 利用者は、保育園が公立であるか私立であるかで区別していない。私立保育園であっても公立にはないようなサービスが提供してもらえる。

● 小学校期の公共施設について

- ・ 低学年の児童の通学が非常に心配である。
- ・ 四小も芝小も距離が遠いため、両学校はそのまま残した方がよい。空き教室は他の機能で複合的に使い、学校行事は共同でやればよい。一方、三小と七小は向かい合っており、両学校の通学はそれ程変わらないため、六小も含めて南部地域の比較的距離が近い小学校は、将来的に児童数が減れば必然的に統合になる。

- ・ 学級が少なくなれば専科教員がいなくなる可能性があるため、ある程度の学校規模は必要。どのような教育を先生たちがやりたいのか、どのような状態ならやれるのかが大事である。一方で、あまりにも大規模になるとそれはそれで大変である。
 - ・ 一学年一クラスで、一クラスの児童数が 18 人を経験したが、先生が目が行き届き、とても仲の良いクラスであった。
 - ・ 第一義的には児童だが、小学校を地域拠点とするなら、コミュニティの中心や避難所にもなるので、シニアの方がある程度行きやすい場所に点在することも必要。近接している学校の統廃合は考えられるが、四小と芝小といった地域性や距離感がある地域は、分けて検討すべきである。
 - ・ 1 km という通学距離は、小学校一年生には少し厳しい距離である。統合した地域は通学路が伸びるため、安全確保についてはグリーンベルトの設置や人的配備等、様々な施策を講じ、地域や保護者の納得を得る必要がある。
 - ・ 芝小は線路を背にしており、四小は河川と県境を背にしているためエリアが狭く、市域の端にある。両校の真ん中にある四中に統合して清瀬初の小中一貫校をつくり、特色ある教育ができれば面白い。
 - ・ 八小の児童は中学に上がる際、清中、三中、五中の三つに分かれてしまう。それが解消できるとよい。
 - ・ せっかく仲良くなった親御さんと中学校で離れることが残念である。小学校から中学校への上がり方の関係が気になる。
- 中学校期の公共施設について
 - ・ 毎日の通学を考えると今既にバランス良く点在しているが、生徒数が減ってくると再編も考えられる。
 - ・ 中学生は部活動で夕方暗くなってから帰宅することもあるので、防犯カメラの増設等、安全面の確保が必要。そうした措置がとれば統廃合も可能だが、今は無理にしなくてもよい。
 - ・ 配置を見るとバランスがよい。むしろ人数が減ってきた場合は、清小を清中に、四小と芝小を四中に、六小を二中にといった垂直統合の方がよい。
 - ・ 中学校になると場所より、教育的サービスといった中身で判断するようになる。私立に行く子どももいる。一律に同じサービスを展開し、均等に中学校を配置するより、中身を変える考え方があってもよい。
 - ・ 特色ある学校づくりとして、例えば地域と連携する教育もあると思うし、音楽に力を入れる教育もあると思う。どのような特色を目指すのか、市の学校づくりの方針が大事である。

第4章 コミュニティ機能に関する公共施設の再編について

1. 対象施設

地域市民センター、集会所、図書館、老人いこいの家

2. 利用しやすいコミュニティ施設について

(1) 検討委員会での検討事項

利用しやすいコミュニティ施設の配置や、そこで必要なサービスについて「地域市民センター・集会所」「図書館」「老人いこいの家」毎に意見を出し合いました。

意見を出し合うにあたり、事前にコミュニティ機能に関する公共施設の利用実態と、地域拠点への集約化の是非について、市から問いかけがありました。

検討委員会では、この市の問いかけを基に意見を出し合いました。

(2) 検討委員会での検討結果

地域レベルのコミュニティ機能に関する公共施設については、主に各委員から下記のような意見が出されました。ただし、委員会では、「(3) 検討委員会が出されたその他意見」に示す通り、下記のような意見とは異なる種類の意見も出されました。

① 地域市民センター・集会所：市民の声を聞いた上での地域拠点化の是非の判断

地域市民センターや集会所は、現在の立地の利便性や使われ方の変化などを考慮すると、一概に地域拠点に集約化することが市民サービスの向上に資するかどうか言い切れない部分があり、今後、市民の声を聞きながら、地域拠点化のメリット・デメリットを整理したうえで、地域拠点化の是非を判断するとよいという意見が出ました。

② 図書館：時代に合わせた図書館のあり方の検討

中央図書館以外の図書館は、図書の貸出しに加え、地域住民の交流の場としての機能を担うなど、利用の仕方や貸出し方法に、近年変化が見られており、また、大学の図書館など、運営主体が異なるものの類似の機能を持つ施設も市内に存在することから、時代に合わせた図書館のあり方を検討したうえで、施設のあり方を検討する必要があるのではないかという意見が出ました。

③ 老人いこいの家：高齢者誰もが使いやすい施設のあり方の検討

現在、老人いこいの家は、市内に点在することから、小学校よりもアクセスがしやすい市民もいます。また、必ずしもシニアクラブのみが利用できる施設ではないものの、実際には、シニアクラブに加入していない一般の高齢者には、利用しづらい施設となっています。今後、高齢者の誰もが使いやすい、高齢者向けの施設のあ

り方を検討するとよいという意見が出ました。

(3) 検討委員会で出されたその他意見

「(2) 検討委員会での検討結果」のほか、各委員からさまざまな意見・アイデアが出されましたので、今後の公共施設再編の検討にあたっての貴重な市民意見の一つとして、下記に整理しました。

- 地域市民センター・集会所について
 - ・ 地域市民センターの建物はとても古い印象である。特に松山や野塩は早々に更新や複合化をせざるを得ないと思われる。一方で両施設とも、駅が近く、利便性が高いため利用者がとても多い。小学校に複合化してもよいのかは疑問である。
 - ・ 清瀬市内の集会所は整備された経緯が特殊なため、市民からの認知度が低い。
 - ・ 自治会の会議など、従来の使われ方が減っている一方で、子ども食堂など、これまでになかった利用方法も出てきている。
 - ・ 市内に中途半端にある集会所を維持する必要があるのか疑問である。
 - ・ コスト削減を考えると、一定の地域拠点に集約するか、団地の集会所等を共有していくといったことが求められる。

- 図書館について
 - ・ 近年は検索ツールが発達してきており、司書によるレファレンスサービスの必要性が低くなっている。
 - ・ 地域図書館は、蔵書がなくても予約した図書を受け取れる機能があればよい。
 - ・ 大学の図書館には専門書だけでなく、一般の方が読める図書もあるはず。大学図書館との連携も検討すべきである。
 - ・ 学校図書館と地域図書館を一体的に運用できれば集約する意味はあるが、学校図書館とは別に地域図書館を置くのであれば、全ての学校の数だけ図書館が必要なのかは疑問である。
 - ・ 近年、図書館では地場産業の振興、起業支援、健康・医療情報サービスなど、課題解決型の多様な取り組みが進んできている。そうした動きに対応できる機能の検討が必要である。

- 老人いこいの家について
 - ・ 市内には、シニアクラブの活動の場と、クラブに属さない個人の高齢者が行ける場の両方が必要である。
 - ・ 老人いこいの家は、施設規模が小さくても、高齢者が歩いて行ける範囲にあった方がよい。
 - ・ 高齢者の通いやすさの観点から、小学校に近い老人いこいの家は拠点施設に集約してもよいが、小学校から遠い老人いこいの家は集約しない方がよい。
 - ・ 老人いこいの家はシニアクラブが施設管理をしているため、シニアクラブ会員

以外の高齢者にとって、活動内容や予約方法などが分かりにくく、使用しにくい状況になっている。

- ・ 小学校に集約した場合、活動内容や予定の情報が得やすく、予約もしやすくなるので、シニアクラブ以外の高齢者が使いやすくなるメリットが生じる。
- ・ 老人いこいの家は、当然いろんな場所にあった方がよいが、他市と比較して清瀬市は多い。

第5章 市民検討委員会の検討結果（まとめ）

本検討委員会では、全市レベルの公共施設、地域レベルの公共施設のうち、子育て・教育に関する公共施設、コミュニティ機能に関する公共施設について意見を出し合いました。

それぞれ、限られた情報、限られた時間の中で、一市民として今後の市の公共施設のあり方について多様な意見を出し合いました。

以下に、検討委員会としての意見をまとめます。

1. 全市レベルの公共施設について

- 下宿地域の拠点：スポーツ機能の拠点化
競技スポーツの施設を中心に集積し、市民が集まる場所になればよいという意見が出ました。その際、市民体育館は機能を拡充するとともに、営業日の少ない市民プールは廃止することも考えられるという意見が出ました。
- 市役所周辺の拠点：行政・相談・健康機能の拠点化
市役所の建替えに合わせ、行政機能、相談機能、健康機能が集積すると便利だという意見が出ました。
- コミュニティプラザひまわり周辺の拠点：拠点という位置づけは適さない
重要な機能が集まっていますが、アクセス性に課題があるため、コミュニティバスでのアクセス改善やより利便性の高い地域への機能の移転という意見が出ました。
- 清瀬駅周辺の拠点：駅前の立地の良さを生かした拠点化
アミュービル内などの相談機能や行政機能は市役所周辺に配置し、貸館は一体的に利用できた方がよいのではないかという意見が出ました。

2. 地域レベルの公共施設について

(1) 子育て・教育に関する公共施設

- 未就学期の公共施設：保育園の点在化
保育園は、その性質上、地域の拠点に集約するよりも需要のある個所に点在していた方がよいという意見が出ました。
- 小学校期の公共施設：通学における安全確保の考慮
小学校の適正配置については、通学における安全確保、1クラスの人数や1学年のクラス数の適正について、さまざまな視点での意見が出ました。
また、学校教育の具体的な中身について、市民とともに考えることが求められるため、市としての考え方を、まず示す必要があるという意見が出ました。

- 中学校期の公共施設：市の学校づくりの方針の明確化
中学校については、ある程度選択して登校することができるため、市の学校づくりの方針をまず示す必要があるのではないかという意見が出ました。

(2) コミュニティ機能に関する公共施設

- 地域市民センター・集会所：市民の声を聞いた上での地域拠点化の是非の判断
地域市民センターや集会所は、一概に地域拠点に集約化することが市民サービスの向上に資するかどうか言い切れない部分があり、市民の声を聞きながら判断するとよいという意見が出ました。
- 図書館：時代に合わせた図書館のあり方の検討
図書館の利用の仕方や貸出し方法などは、近年変化が見られ、時代に合わせた図書館のあり方を検討したうえで、施設のあり方を検討する必要があるという意見が出ました。
- 老人いこいの家：高齢者誰もが使いやすい施設のあり方の検討
アクセスや利用対象者などの諸条件を踏まえ、高齢者の誰もが使いやすい高齢者向けの施設のあり方を検討するとよいという意見が出ました。

資料編

1. 清瀬市公共施設再編計画市民検討委員会 委員名簿

	氏名	選考事由	備考
1	星野 泉	学識経験を有する者	明治大学政治経済学部 教授
2	井澤 敏夫	一般公募による市民	
3	大津 里美	一般公募による市民	
4	関戸 和之	一般公募による市民	
5	内野 光裕	市長が必要と認める者	清瀬商工会 会長 清瀬市子ども・子育て会議 委員
6	星野 孝彦	市長が必要と認める者	清瀬市社会福祉協議会 次長 きよせボランティア・市民活動センター センター長
7	久世 清美	市長が必要と認める者	清瀬市シニアクラブ連合会 会長
8	池田 厚子	市長が必要と認める者	清瀬市健全育成委員会 委員
9	高井 正	市長が必要と認める者	清瀬市社会教育委員
10	今中 真琴	市長が必要と認める者	三小校区コミュニティはぐくみ円卓会議 参加者

(敬称略、順不同)

2. 検討にあたって使用した基礎データ

全市レベルの公共施設の現状と課題 (1/5)

№	施設名	機能	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の課題等
①	下宿市民プール	スポーツ	S54	2286.14㎡	市所有	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化 利用者の減少 屋外のため、営業は夏季に限られる
②	旧森田家	文化・芸術	—	1214.20㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 市の重要文化財に指定されているため、利用用途が限られる 茅葺の維持のために多くの財源が必要
③	市民体育館	スポーツ	S52	1946.75㎡	市所有	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 現在の体育館は大会やイベントを実施するには小さすぎる
④	清瀬清掃事務所	行政事務 ごみ処理	S63	387.94㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 行政事務機能(ごみ減量推進課の一部)は、市役所建替え時に新庁舎に移転予定
⑤	健康センター	行政事務 相談 健康づくり	H1	2734.33㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進ホールは平日のエクササイズ教室で定員を超える状況 健康相談をロビーで行っている 行政事務機能(市史編さん室、産業振興課、地域包括ケア推進課、高齢支援課)は、市役所建替え時に新庁舎に移転予定

※主要な建物について
 ※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

全市レベルの公共施設の現状と課題 (2/5)

№	施設名	機能	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の課題等
⑥	清瀬市役所	行政事務 相談 防災	S48	5978.83㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進行している 耐震基準を満たしていない 建替事業推進中である
⑦	郷土博物館	文化・芸術	S60	2207.06㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 所蔵品の保管場所が不足しており、コミュニティプラザひまわりで保管 伝承スタジオの稼働率が悪い
⑧	きよせボランティア・市民活動センター	市民活動	S63	112.15㎡	市所有	全部委託	<ul style="list-style-type: none"> 利用する市民活動団体は固定化 健康相談所内に立地
⑨	健康相談所	健康づくり	S63	353.85㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 休日歯科診療を行っているが、民間のクリニックなどでも休日開院している場合が出てきている
⑩	コミュニティプラザひまわり	生涯学習	S53	7761.81㎡	市所有	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 郷土博物館の所蔵品の保管場所として倉庫のように使われている

※主要な建物について
 ※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

全市レベルの公共施設の現状と課題 (3/5)

No	施設名	機能	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の課題等
⑪	コミュニティプラザ ひまわり体育館	スポーツ	S53	1155.05㎡	市所有	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 防水工事を平成28年に約1億円かけて実施
⑫	教育相談センター	相談 適応指導	S53	405.04㎡	建物:市所有 土地:賃貸	直営	<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園を転用しているため、部屋の規格が現在の利用にあっていない 建物の老朽化が激しい 本庁舎の担当課と離れており、連絡調整を図りづらい
⑬	中央児童館 ころぼっくるセンター	行政事務 子育て 教育	H17	5568.73㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> —
⑭	子ども家庭 支援センター	行政事務 相談	H17	210.09㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎にある福祉関係部署との連絡調整が図りづらい 他の福祉施策を利用する市民の利便性がよくない
⑮	清瀬けやきホール	文化・芸術	S51	3460.06㎡	市所有	指定管理	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年に大規模改修を実施

※主要な建物について
※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

全市レベルの公共施設の現状と課題 (4/5)

No	施設名	機能	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の課題等
⑯	消費生活センター	行政事務 相談 市民活動	H9	790.61㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> テスト兼調理室を保有しているが、商品テストで利用するのは年1回程度
⑰	清瀬・ハローワーク 就職情報室	就労支援	H7	67.21㎡	賃貸	全部委託	<ul style="list-style-type: none"> —
⑱	生涯学習センター	行政事務 生涯学習	H7	1465.60㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 行政事務機能(生涯学習スポーツ課)は、市役所建替え時に新庁舎に移転予定
⑲	男女共同参画 センター	行政事務 相談 市民活動	H7	488.03㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> —
⑳	障害者 就労支援センター	就労支援	S61	124.72㎡	賃貸	全部委託	<ul style="list-style-type: none"> —

※主要な建物について
※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

全市レベルの公共施設の現状と課題 (5/5)

No	施設名	機能	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の課題等
①	障害者福祉センター	福祉	H7	2022.61㎡	市所有	指定管理	・ —
②	中央図書館	生涯学習	S49	1620.48㎡	市所有	直営	・ 空調、水道管の腐食が深刻
③	子どもの発達支援・交流センター	福祉	H21	766.2㎡	市所有	指定管理	・ —
④	シルバー人材センター	就労支援	H3	206.7㎡	市所有	—	・ 市が(公社)シルバー人材センターに土地と建物の一部を無償貸与

※主要な建物について
 ※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (1/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
①	下宿市民プール	<ul style="list-style-type: none"> 市民のスポーツ機会の創出や健康づくり等の役割を担っている 昭和54(1979)年に建設された施設で、老朽化が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> 営業日数:47日 年間利用者数:5,807人(H29)
②	旧森田家	<ul style="list-style-type: none"> 市内の古民家を復元・保存し、体験学習等で利用することで、郷土文化の理解、継承及び発展を図る目的で設置 市指定の文化財 土日は管理を委託して開放しており、平日は見学希望者が来た時のみ開放 津軽三味線コンサート等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 開館日数307日(H29) 入館者数1,007人(H29)
③	市民体育館	<ul style="list-style-type: none"> 市民の体育及びレクリエーションの振興と心身の健全な育成を図る目的で設置 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率(H28年度):29.6% ※柔剣道場含む
④	清瀬清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> 市内の廃棄物の収集に関する事務及び粗大ごみの受付、ごみ収集車の保管等を目的に設置 施設内にごみ減量推進課があり、市のごみ収集の拠点となっている 高齢などでごみを出せない市民に対し、各家庭の玄関先まで出向き、ごみをまとめて収集するふれあい収集事業を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい収集の対象:68世帯 粗大ごみの受付:60~70件/日 不法投棄された廃棄物:年間約50トン ※いずれもH29.8時点

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (2/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
⑤	健康センター	<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎の敷地内に設置され、健康増進室や健康推進課、高齢支援課、地域包括ケア推進課、市史編さん室、産業振興課、職員が会議等で使う会議室が含まれている 健康増進ホールでは、運動処方の提供及びトレーニング場の提供が行われている 高齢者の利用が比較的多い 市民の検診・保健指導、健康に関する相談事業を行っている 行政の事務機能の入居により、手狭になっている 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出数:458件、保健師面接:438件、面接率95.6%(H29) 妊産婦相談:186人(うち子74人)(H29) 母子保健事業(健康センター実施分):857人(H29) 健康相談:1,102人(成人健康:94人、食生活:503人、骨粗しょう症予防教室併設:178人、高齢者等地域健康:327人)(H29) 健康増進室利用状況:18,591人(初回利用者トレーニング指導:326人、トレーニングマシン利用者:18,251人、健康体力度テスト:14人)(H29)
⑥	清瀬市役所	<ul style="list-style-type: none"> 行政事務を行い、行政サービスを提供する拠点として市の中心部に設置 市民だけでなく市外からも利用者が訪れる 平成32(2020)年度より新庁舎が供用開始予定 新庁舎には、現在市役所に入居していない行政事務機能の一部が移転予定 	<ul style="list-style-type: none"> —

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (3/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
⑦	郷土博物館	<ul style="list-style-type: none"> 清瀬市を中心とする人文科学、自然に関する資料を保管及び展示し、市民がこれを利用することによって、市民及び地域社会の文化の発展をめざすことを目的に設置 市民の文化活動のためのギャラリーや講座室といった貸館スペースもある また食文化の伝承を図るための伝承スタジオの貸出も行っている 収蔵品保管スペースが不足しており、コミュニティプラザひまわりの部屋を使用している 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率(H28年度) 講座室 午前:42.9% 午後:76.3% 夜間:14.6% ギャラリー 午前:89.6% 午後:89.6% 夜間:87.7%
⑧	きよせボランティア・市民活動センター	<ul style="list-style-type: none"> 住みよい活力あるまちづくりに貢献する市民活動を支援するために設置 当センターは、健康相談所内の複合施設となっている NPOや市民活動をやりたい人への情報、マッチング、活動の場を提供する 平成30年度から社会福祉協議会のボランティアセンターと一体的に運営している 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率(H28年度) 会議室1(大室):65.1% 会議室2・3(中室):61.9% 会議室4:2.1% 会議室利用件数788件、利用人数8,419人(H29)
⑨	健康相談所	<ul style="list-style-type: none"> きよせボランティア・市民活動センターと複合化されている 土日祝日の休日歯科診療を実施(歯科医師会に委託) 	<ul style="list-style-type: none"> —

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (4/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
⑩	コミュニティプラザ ひまわり	<ul style="list-style-type: none"> 潤いと活力あるまちづくりを推進するため、市と市民との協働により市民文化、スポーツ、地域福祉等の向上に積極的に取り組み、また生涯学習等の活動を行う市内の団体等の育成を図ることを目的に設置 旧都立高校の建物を東京都から取得後、リニューアルして供用 東京都から取得時、生涯学習・スポーツ活動・福祉活動等の拠点施設として用途の指定を受けているが、平成31(2019)年度中に解消される見込み 生涯学習センターや地域市民センターと同様、講座や会議で使用 福祉分野のNPO団体等が、事務所や利用者へのサービス提供の場として、月単位で使用している 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率(平成28年度) <ul style="list-style-type: none"> 集会室:29.7% 会議室102:27.0% 会議室2:9.3% 会議室205:21.0% 会議室4:21.9% 調理室:21.3% 講座室:9.0% 会議室1:38.9% 会議室204:22.4% 会議室3:21.7% 会議室304:16.7% 音楽室:44.7%
⑪	コミュニティプラザ ひまわり体育館	<ul style="list-style-type: none"> 市民のスポーツ機会の創出や健康づくり等の役割を担う 昭和53(1978)年に建設されており、老朽化が進行 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率(H28年度):73.7%
⑫	教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び家庭における幼児・児童・生徒等の教育・子育てに関する相談、並びに学校不適応児童・生徒への指導や支援を行う目的で設置 元市立幼稚園の施設を使用しており、スペース不足や部屋の防音性に課題がある 適応指導教室では、学校への復帰を目指し、居場所の提供や教育を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談室の相談件数:962件、相談回数:2,263回(H29) 適応指導教室の在籍者:32名(小学校3名、中学校29名)(H29)

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (5/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
⑬	中央児童館 ころぼっくるセンター	<ul style="list-style-type: none"> 中央児童館は、児童の健康の増進と豊かな情操をうちかうことを目的に設置 ころぼっくるセンターは、市民の学習、文化活動及び芸術活動等の助長を図るとともに、多世代交流を通じて地域社会の文化及び福祉の向上を図ることを目的に設置 ホールと会議室の貸館事業を実施 貸館事業は、借り手に制限はなく、ピアノ教室の発表会といった個人的な利用や、会社の会議といった利用方法もある 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率(H28年度) <ul style="list-style-type: none"> ホール:43.2% 控室1・2:9.5% 会議室:39.9%
⑭	子ども家庭 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援サービスの情報提供等を行い子どもの虐待防止を目的に設置 プレイルームにて、未就学児の遊び場、保護者の交流の場を提供する「集いの広場事業」を実施 相談室は、通常の相談業務の他、内部ミーティングや、夏休みに家庭に問題を抱える子どもの勉強スペースとしても利用 	<ul style="list-style-type: none"> 年間相談件数:2,131件(H29)

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (6/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
⑮	清瀬けやきホール	<ul style="list-style-type: none"> 市民の芸術及び文化活動の場を提供するとともに、芸術及び文化の振興並びに市民福祉の増進を図るために設置 平成22(2010)年に音楽用途にこだわったホールとしてリニューアルされたため人気があり、講演やコンサート、またそれらのリハーサルとして利用されることが多い 借り手に制限はない 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率(H28年度) ホール 午前:90.7% 午後:95.4% 夜間:73.6% 楽屋1 午前:27.8% 午後:31.6% 夜間:14.5% 楽屋2 午前:31.6% 午後:34.5% 夜間:14.8% 楽屋3 午前:20.6% 午後:23.5% 夜間:12.2% 楽屋4 午前:15.9% 午後:17.7% 夜間:9.9% 楽屋5 午前:23.8% 午後:26.4% 夜間:12.8% 小ホール 午前:86.7% 午後:87.8% 夜間:81.4% 第1会議室 午前:64.3% 午後:72.5% 夜間:33.9% 第2会議室 午前:67.5% 午後:75.4% 夜間:35.9% 第3会議室 午前:47.2% 午後:52.8% 夜間:29.6% 第4会議室 午前:41.2% 午後:56.5% 夜間:27.2% 集会室 午前:77.1% 午後:45.2% 夜間:29.3% セミナーハウス 午前:58.6% 午後:62.6% 夜間:36.5%

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (7/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
⑯	消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> 市民の消費生活の安定と向上を目的とし、消費生活に関する知識の習得及び自主的な消費者活動の拠点として設置 消費生活相談、消費者教育、貸館事業を実施 消費生活相談事業は、日常の消費生活全般の相談を受け付けている テスト兼調理室は、商品テストで利用するのは年1回程度であり、他は市民や事業者による調理実習 消費者団体にはグループ活動室を無料で貸出、他の諸室も優先的に貸出している 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数:924件(H29) 一般施設(会議室・集会室・調理室)の利用件数:957件、利用人数:7,043人(H29) 特定施設(グループ活動室)の利用件数:294件、3,043人(H29) 年間相談件数(H28年度):826件 稼働率(H28年度) 会議室1:13.6% 会議室2:33.8% 会議室1・2:21.1% テスト兼調理室:22.0% 集会室:28.9% 保健室:17.5%
⑰	清瀬・ハローワーク 就職情報室	<ul style="list-style-type: none"> 市民の就職を促進することを目的とし、三鷹公共職業安定所と連携した常設の拠点となっている 賃貸借契約により民間が所有するクレアビル内に設置 ハローワーク三鷹管内のふるさとハローワーク(清瀬市、東久留米市、西東京市)の就職あっせん件数は、三鷹管内全体のうち、約25%である 	<ul style="list-style-type: none"> 年間利用者数:12,671人(うち市内在住9,167人)(H29)

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (8/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
⑱	生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生涯各時期における学習活動及び文化活動等の振興を図り、市民生活の充実に寄与するために設置 講座室はフローリング敷になっており、各種教室で利用されることが多い 会議室はカーペット敷で会議目的の利用がメインとなっている 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率(H28年度) 講座室1 午前:63.5% 午後:59.6% 夜間:38.1% 講座室2 午前:49.8% 午後:78.5% 夜間:33.9% 講座室3 午前:63.2% 午後:79.2% 夜間:43.3% 会議室1 午前:58.6% 午後:82.4% 夜間:29.6% 会議室2 午前:58.6% 午後:92.5% 夜間:30.0% 集会室 午前:63.8% 午後:69.4% 夜間:29.3% 展示ホール 午前:36.8% 午後:36.5% 夜間:35.5% アミューホール 午前:92.8% 午後:88.9% 夜間:65.8%
⑲	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> 市民の交流の促進や、女性の地位の向上・学習情報の提供を図り、豊かな生きがいのある地域社会の実現に寄与するために設置 市民参画の会議や講演会、イベントで主に利用される 借り手に制限はない 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数:314件(H29) 会議室の利用件数:235件、利用人数:4,948人(H29) 稼働率(H28年度) 会議室1:35.5% 会議室2:29.5%

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (9/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
⑳	障害者 就労支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立と社会参加を促進し就労の機会の拡大を図るとともに、障害者の安定的な就労を維持・継続させることを目的に設置 障害者の働くための支援(就労相談、職場の開拓、求職活動等支援、準備訓練、職場実習、職場定着・離職時の調整や再チャレンジ支援等)や生活の支援(日常生活上の相談、余暇活動、就労支援懇談会の設置等)を実施 清瀬市内には企業が少なく、利用者は市外企業への就職が多い 紹介する仕事は、ハローワークから情報を取得する等もしている 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者数(身体障害者:36人、知的障害者84人、精神障害者:82人)(H29)
㉑	障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 障害者・障害児とその家族の福祉の増進を図ることを目的に設置 民間事業所と重複し、市内で充足しているサービスについては民間委託化する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者数:291人(H29) 延べ利用者数:31,463人(H29)
㉒	中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> 図書館法に基づき、図書等の資料を提供することで、市民の教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的に設置 図書の貸出、行政や学校への資料提供を実施 本を貸すだけでなく、調べものに関する問い合わせ対応も重要な業務であり、職員の蔵書の知識や専門性が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 年間入館者数:76,546人、貸出者数25,476人(H29) 年間貸出冊数:88,604冊(H29)(※次頁に参考) レファレンス(インフォメーション、調査、紹介)サービス:56件(H29)

全市レベルの公共施設の現状と利用状況など (10/10)

No	施設名	施設の現状	利用状況など
㉓	子どもの発達支援・ 交流センター	<ul style="list-style-type: none"> 心身の発達に遅れのある子ども等の相談に応じると共に、子ども等の日常生活に必要な訓練及び指導を実施することを目的に設置 必要に応じて、教育相談センターと連携 	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況(相談部門:1,615件、発達支援部門3,794件、地域支援部門(巡回相談):913人)(H29)
㉔	シルバー人材 センター	<ul style="list-style-type: none"> 様々な技能や技術をもつ市内の高齢者に様々な仕事を提要することを目的に設置 事務所の他に内職作業所が併設 会員は高齢化しており、また定年延長や再雇用の増加により会員数は減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 会員数:892人(H29) 就業実人員:765人(H29) 就業率:85.8%(H29)

※【参考】市内各図書館の蔵書数と貸出数

No	図書館名	蔵書数	貸出数
1	中央	117,350冊	88,604冊
2	元町	32,638冊	100,418冊
3	下宿	36,893冊	40,189冊
4	野塩	58,893冊	80,207冊
5	竹丘	70,887冊	60,095冊
6	駅間	90,892冊	211,466冊

集いの広場・保育園・児童館の現状

No	施設名	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の現状と課題等	
①	つどいの広場	—	—	地域市民センター等の一室を活用	直営	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃんから小学校へ行く前の子ども達とパパ・ママ、おじいちゃん・おばあちゃんが一緒に遊べる場所 児童センター、清瀬けやきホール、竹丘地域市民センター、野塩地域市民センター、下宿市民センター、あいあいの家(NPO法人ウイズアイ事務所)で開設 	
②	保育園	第1保育園	S53	727.6㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 市内には私立保育園が運営されており、新設されている 平成29年度の待機児童は、33人
		第3保育園	H5	789.5㎡	市所有	直営	
		第7保育園	S48	388.2㎡	都所有	直営	
		駅前乳児保育園	H9	311.6㎡	市所有	指定管理者	
		乳児保育園	S62	366.3㎡	市所有	直営	
③	児童館	中央児童館	H17	2,517.1㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 地域のすべての子どもに健全な遊びを通してその健康を増進し、又は情操を豊かにする拠点施設 対象は0歳～18歳未満 野塩児童館と下宿児童館は、ともに地域市民センターの一角にあるが、規模が小さい
		野塩児童館	S51	198.0㎡	市所有	直営	
		下宿児童館	S52	354.0㎡	市所有	直営	

※主要な建物について

※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

小学校の現状 (1/2)

No	施設名	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の現状と課題等
④	清瀬小学校	S39	5,855.4㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 15学級 510人 上記以外に特別支援学級4学級25人
⑤	芝山小学校	S53	4,650.7㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 12学級 310人
⑥	第三小学校	S40	5,357.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 13学級 396人
⑦	第四小学校	S42	4,681.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 9学級 236人
⑧	第六小学校	S45	5,088.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 18学級 506人

※主要な建物について

※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

※学級数及び児童数は各校のHPによる(平成30年9月21日現在)

小学校の現状 (2/2)

No	施設名	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の現状と課題等
⑨	第七小学校	S46	5,353.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 10学級 251人 上記以外に特別支援学級2学級29人
⑩	第八小学校	S48	5,391.3㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 13学級 406人
⑪	第十小学校	S51	6,015.7㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 19学級 656人
⑫	清明小学校	S42	5,782.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 14学級 420人

※主要な建物について
 ※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え
 ※学級数及び児童数は各校のHPによる(平成30年9月21日現在)

放課後児童クラブ・放課後児童教室の現状 (1/2)

No	施設名	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の現状と課題等
⑬	清瀬小第1・第2学童クラブ	-	252.6㎡	小学校の教室を利用	直営	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく事業 利用者は、原則として両親が就業している児童 育成料は月額5,000円/月である 教室の規模は1人当たり概ね1.65㎡以上の面積を確保しなければならない 人員は、1支援単位概ね40人につき2人以上であり、保育士、教員免許などの資格を持っていることを要件としている 開設日は、平日の学校終了時～18:15までと、土曜日の8:30～17:00まで(三季休業中は、8:30～18:00まで) 現在10施設20学童があり、出席率は70%ほど 対象を小学校6年生まで拡大したため、待機児童が130名程度発生している
	芝山小第1・第2学童クラブ	-	152.8㎡	小学校の教室を利用	直営	
	三小第1・第2学童クラブ	-	167.0㎡	小学校の教室を利用	直営	
	四小学童クラブ	-	139.7㎡	小学校の教室を利用	直営	
	清明小第1・第2学童クラブ	-	187.9㎡	小学校の教室を利用	直営	
	梅園第1・第2・第3学童クラブ	S62	227.7㎡	市所有	直営	
	竹丘第1・第2学童クラブ	S48	146.6㎡	市所有	直営	
	八小第1・第2学童クラブ	-	153.8㎡	小学校の教室を利用	直営	
	中清戸第1・第2学童クラブ	S52	167.3㎡	市所有	直営	
十小第1・第2学童クラブ	-	108.3㎡	小学校の教室を利用	直営		

※主要な建物について
 ※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

放課後児童クラブ・放課後児童教室の現状 (2/2)

No	施設名	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の現状と課題等
⑭	放課後子ども教室 (まなべー)	-	-	小学校の 教室を利用	直営	<ul style="list-style-type: none"> • 法令に則った事業ではない • サービスを利用するための条件はない • 開催日は給食のある放課後余裕教室を利用して行われ、5～7月は5時、それ以外は4時30分まで実施しているが、学校の行事等により開催できない日がある • 利用料は無料。スポーツ安全保険料年間800円 • 学童クラブと併用して利用している児童もいる

※主要な建物について

※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

中学校の現状

No	施設名	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の現状と課題等
⑮	清瀬中学校	S50	6,564.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> • 17学級 • 386人
⑯	第二中学校	S40	6,373.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> • 17学級 • 603人
⑰	第三中学校	S42	6,886.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> • 10学級 • 322人
⑱	第四中学校	S50	5,795.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> • 8学級 • 274人
⑲	第五中学校	S56	6,103.0㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> • 9学級 • 292人

※主要な建物について

※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

※学級数及び生徒数は各校のHPによる(平成30年9月21日現在)

地域市民センター、集会所の現状

No	施設名	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の現状と課題等	
①	地域市民センター	下宿地域市民センター	S52	1069.0㎡	市所有	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 下宿地域市民センターは、体育館や運動場、児童館と併設されている。 中清戸、中里地域市民センターは都営住宅の中に併設されており、自治会活動による利用が多い。 野塩地域市民センターは、出張所、図書館、児童館と併設されている。 松山地域市民センターは、出張所と併設されている。 竹丘地域市民センターは、都営住宅の中に併設されており、図書館も併設されている。 いずれの地域市民センターもその近隣に住む住民の利用が多く、地域の集会所のような機能を担っている。 それぞれの地域市民センターで、利用者層に大きな違いはみられない(主に高齢者が利用)。
		中清戸地域市民センター	H12	1093.0㎡	都所有	指定管理者	
		中里地域市民センター	H19	987.7㎡	都所有	指定管理者	
		野塩地域市民センター	S51	442.3㎡	市所有	直営	
		松山地域市民センター	S58	537.0㎡	市所有	直営	
		竹丘地域市民センター	H6	1153.5㎡	市所有	指定管理者	
②	集会所	下清戸集会所	H22	118.9㎡	市所有	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 地域の集会所として地域住民に利用されている。 下清戸集会所は、消防団の第3分団器具置場と併設されている。
		松山集会所	H12	148.4㎡	市所有	指定管理者	
		竹丘集会所	H16	125.8㎡	市所有	指定管理者	

※主要な建物について

※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

図書館の現状

No	施設名	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の現状と課題等	
①	図書館	下宿図書館	S52	473.1㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 下宿図書館、野塩図書館、竹丘図書館は地域市民センターの中に併設。 貸出数は減少傾向にあるが、読書室、視聴コーナーは満席となっている。 中高生の利用者が減少している。 インターネットで図書の貸出予約をして、図書館で受け取るだけという利用方法が増えている。
		野塩図書館	S51	404.60㎡	市所有	直営	
		竹丘図書館	H6	764.9㎡	市所有	直営	
		駅前図書館	H7	918.9㎡	市所有	直営	
		元町子ども図書館	S51	512.7㎡	市所有	直営	

※主要な建物について

※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

老人いこいの家の現状

No	施設名	建築年※	延べ床面積	所有形態	運営者	施設の現状と課題等	
①	老人いこいの家	旭が丘 老人いこいの家	H3	100.4㎡	市所有	直営	<ul style="list-style-type: none"> 老人いこいの家設置条例に基づいて作られた施設で、市内に居住する60歳以上が利用できる。(市長が特別の事由があると認めた場合は一般利用も可能) 老人いこいの家は、原則として無料で利用できる。 主な利用者は、シニアクラブの会員。 使用用途は、地域の高齢者の集いの場や介護予防であり、包括ケアセンターの役割も担っている。 主な利用者であるシニアクラブの会員が高齢化し、クラブ会員自体も減少している。
		中清戸中央 老人いこいの家	H4	83.3㎡	市所有	直営	
		中里 老人いこいの家	S49	83.4㎡	市所有	直営	
		野塩 老人いこいの家	H5	83.3㎡	市所有	直営	
		上清戸 老人いこいの家	S53	44.7㎡	市所有	直営	
		いなり台 老人いこいの家	S53	44.7㎡	市所有	直営	
		元町 老人いこいの家	S57	48.4㎡	市所有	直営	
		松山 老人いこいの家	S52	74.9㎡	市所有	直営	
		竹丘 老人いこいの家	S59	65.0㎡	市所有	直営	
		梅園 老人いこいの家	S48	81.8㎡	市所有	直営	

※主要な建物について
 ※建築年の目安は、築後30年で大規模修繕、築後60年で建替え

地域市民センター、集会所の現状 (1/3)

No	施設名	部屋名	面積	利用可能枠数(H28)			稼働率(H28)		
				午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
①	下宿地域市民センター	せせらぎの家	125.58㎡	313	313	313	39.0%	43.8%	8.0%
		第一・二集会所(※2)	131㎡				53.7%	31.6%	4.5%
		第一会議室	51㎡				31.0%	34.2%	17.3%
		第二会議室	131㎡				30.4%	24.6%	19.2%
		第三集会所	45㎡				28.1%	31.0%	15.3%
	中清戸地域市民センター	第一会議室	130㎡	308	308	308	65.3%	44.5%	43.5%
		第一集会所	34㎡				49.7%	36.0%	12.0%
		第二会議室	57㎡				52.9%	59.7%	8.1%
		第二集会所(※2)	114㎡				77.6%	67.2%	3.9%
		多目的ホール	139㎡				76.9%	66.6%	56.2%
	中里地域市民センター	会議室1	84㎡	307	308	308	66.1%	64.6%	25.6%
		会議室2	37㎡				29.6%	47.7%	19.5%
		多目的ホール	141㎡				86.0%	83.8%	58.4%
		集会所(※2)	122㎡				70.0%	71.8%	9.4%
	野塩地域市民センター(※1)	第一集会所	50㎡	308	308	308	80.8%	80.2%	69.8%
		第二・三集会所	100㎡				67.2%	74.0%	7.8%
		第一会議室(※3)	41㎡	162	—	—	69.8%	—	—
		第二会議室	73㎡	308	308	308	80.2%	82.1%	65.9%
		第三会議室	27㎡				72.4%	87.0%	58.4%

※1:野塩地域市民センターの第一会議室(午後・夜間)は児童館、生活健康相談室は集いの広場として常設で使用しているため、記載していない

※2:特定施設として指定され、平日・土曜日の午前午後は60歳以上の方のみが無料で利用できる

※3:平日の午後・夜間、土日の終日、長期休暇中の終日が児童館として利用されている

出所: 公共施設予約システムの予約件数から算出

地域市民センター、集会所の現状 (2/3)

№	施設名	部屋名	面積	利用可能枠数(H28)			稼働率(H28)				
				午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		
①	地域市民センター	第一・二会議室	93㎡	306	306	306	24.2%	23.9%	3.6%		
		第三会議室	70㎡				53.6%	76.1%	64.7%		
		第一集会室	20㎡				22.9%	52.6%	22.5%		
		第二・三集会室(※2)	96㎡				72	46	63.9%	13.8%	12.4%
		生活健康相談室(※2)	34㎡				58	8	67.2%	96.6%	32.7%
	竹丘地域市民センター(※1)	第一集会室(※3)	158㎡	308	308	308	83.4%	87.3%	12.7%		
		第二集会室	62㎡				60.4%	46.1%	14.6%		
		第一会議室	65㎡				52.9%	64.3%	19.2%		
		第二会議室	68㎡				20.5%	64.6%	13.0%		
		第四会議室	97㎡				71.1%	77.9%	91.6%		
		第五会議室	194㎡				72.1%	75.6%	73.1%		

※1: 竹丘地域市民センターの第三会議室は集いの広場として常設で使用しているため、記載していない
 ※2: 特定施設として指定され、平日・土曜日の午前午後は60歳以上の方のみが無料で利用できる、利用可能枠と稼働率は、一般利用に限った数値を掲載している
 ※3: 特定施設として指定され、平日・土曜日の午前午後は60歳以上の方のみが無料で利用できる
 出所: 公共施設予約システムの予約件数から算出

地域市民センター、集会所の現状 (3/3)

№	施設名	利用可能枠数(H26)	稼働率(H26)
②	下清戸集会所	2,190	4.0%
	松山集会所	1,836	20.7%
	竹丘集会所		5.6%

出所: 清瀬市公共施設等総合管理計画(公共施設白書編)より

図書館の現状

施設名	規模	蔵書数	貸出冊数	貸出率	
中央図書館	1,620.5㎡	11.7万冊	8.9万冊	76%	
駅前図書館	919.0㎡	9.1万冊	21.1万冊	233%	
元町こども図書館	512.8㎡	3.3万冊	10.0万冊	308%	
下宿図書館	473.2㎡	3.7万冊	4.0万冊	109%	
野塩図書館	404.6㎡	5.9万冊	8.0万冊	136%	
竹丘図書館	765.0㎡	7.1万冊	6.0万冊	85%	
中学校の図書館	第三中学校	126.7㎡	7,330冊	1,069冊	15%
	清瀬中学校	146.0㎡	9,887冊	3,049冊	31%
	第四中学校	126.6㎡	10,173冊	2,856冊	28%
	第五中学校	137.8㎡	9,413冊	1,176冊	12%
	第二中学校	168.8㎡	11,706冊	2,116冊	18%
小学校の図書館	清明小学校	168.8㎡	10,752冊	16,279冊	151%
	第八小学校	139.7㎡	10,945冊	14,064冊	128%
	清瀬小学校	168.8㎡	12,247冊	23,616冊	193%
	第四小学校	168.8㎡	9,705冊	13,106冊	135%
	芝山小学校	123.0㎡	8,648冊	11,158冊	129%
	第十小学校	122.8㎡	11,441冊	33,126冊	290%
	第三小学校	126.8㎡	11,044冊	26,155冊	237%
第六小学校	122.3㎡	12,948冊	23,647冊	183%	
第七小学校	133.0㎡	9,235冊	15,509冊	168%	

閲覧用図書が多く、閉架が大きい
 予約、貸出が最も多い
 コミュニティ機能(本を読みながら時間を過ごす場)を果たすことが多くなってきた
 学校図書館法により各校での設置が義務付けられている

老人いきいの家の現状

№	施設名	利用可能枠数(H27)	稼働率(H27)
①	老人いきいの家	1,095	42.7%
	旭が丘老人いきいの家		31.7%
	中清戸中央老人いきいの家		48.6%
	中里老人いきいの家		54.8%
	野塩老人いきいの家		34.8%
	上清戸老人いきいの家		48.6%
	いなり台老人いきいの家		47.7%
	元町老人いきいの家		29.6%
	松山老人いきいの家		46.1%
	竹丘老人いきいの家		46.9%

